

個人事業税の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。第二期分の納期限は十二月一日(月)です。十一月中旬に県から納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関・コンビニエンスストアまたは県税事務所で納めてください。

Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングやATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書は発行されませんので、必要な方は金融機関などの窓口で納付してください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度があります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印鑑と通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。

▼問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課県民税・事業税第二グループ 052・531・6304(ダイヤルイン)

保険料控除証明書は大切にしてください

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の一月一日から十二月三十一日までに納付した保険料が該当します。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。平成二十六年一月一日から九月三十日までの間に国民年金保険料を納付された方には、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が十一月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書もしくは領収証書を添付してください。

なお、十月一日から十二月三十一日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、平成二十七年の二月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所 052・524・6855

保険料の後納制度をご利用ください

国民年金は、二十歳から六十歳までの四十年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、六十五歳から満額の老齢基礎年金を受給できるものです。

保険料の納め忘れや、届出忘れで国民年金の資格期間がない場合は、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなる場合があります。このような

ことにならないために、後納制度を利用することで、過去十年までさかのぼって保険料を納付することが出来ます。

後納制度を利用できるのは平成二十七年九月三十日までです。利用する方は早めにお申し込みください。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、六十五歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度は利用できませんのでご注意ください。なお、後納制度は事前にお申

名古屋空港だより【11月号】

10月に実施しました名古屋空港フォトコンテストの作品募集には、たくさんのご応募をいただきありがとうございました。審査結果は12月中に空港ホームページで発表し、空港ターミナルビル内にて展示いたします。



なごびよん

★Heart-full smile ミニライブ★

『芸術の秋 CLASSIC CONCERT!』

と き: 11月14日(金)

午後5時～

出 演: 名古屋芸術大学

「クラリネット八重奏団」



★Heart-full smile ミニギャラリー★

『ペン習字展』

と き: 11月19日(水)～ 11月28日(金)

出 展: 豊山町文化クラブ

「豊山ペン習字教室」

○イベント参加は全て無料・会場はターミナルビル1階です。

▶問合せ: 名古屋空港ビルディング 28-5633

【お知らせ】

12月下旬まで第一駐車場閉鎖のため、駐車スペースが大幅に減少しています。ご迷惑をおかけし申し訳ありません。空港へお越しの際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

十一月三十日は年金の日です

十一月三十日は年金の日です。年金記録や将来の年金受給見込額

し込みいただき、後納保険料を納められる期間を審査します。詳しくは年金事務所または国民年金保険料専用ダイヤルにお尋ねください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所 052・524・6855

0570・011・050

を確認し、未来の生活設計について考えてください。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、

日本年金機構のホームページで確認いただくか、名古屋西年金事務所にお問い合わせください。

▼問合せ 名古屋西年金事務所 052・524・6855